

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問介護相当サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問介護相当サービスⅠ・日割		日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問介護相当サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211	訪問介護相当サービスⅡ・日割			日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問介護相当サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321	訪問介護相当サービスⅢ・日割			日割の場合	123	1日につき
A2	C211	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	C220	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C212	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	C214	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	D211	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき	
A2	D220	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	D212	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	D213	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	D214	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	D215	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	6001	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問介護相当サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問介護相当サービス特別地域加算・日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問介護相当サービス小規模事業所加算・日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問介護相当サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問介護相当サービス初回加算	二 初回加算		200 単位加算	200	
A2	4003	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問介護相当サービス口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ト 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2	6184	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	

【静岡市独自の運用】

訪問介護相当サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

【有効期限の設定について】

訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ（グレー箇所）について、単位数表マスタは請求可能な有効期限設定を行っています。（令和8年5月31日まで）

A 2 生活援助型訪問サービス（基準緩和） サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成	算定単位		
種類	項目			単位数			
A2	1121	生活援助型訪問サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	823	1月につき		
A2	2121	生活援助型訪問サービスⅠ・日割		日割の場合	27	1日につき	
A2	1221	生活援助型訪問サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合	1,644	1月につき	
A2	2221	生活援助型訪問サービスⅡ・日割			日割の場合	54	1日につき
A2	1331	生活援助型訪問サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	2,608	1月につき	
A2	2331	生活援助型訪問サービスⅢ・日割			日割の場合	86	1日につき
A2	C221	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	-8	1月につき		
A2	C230	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	C222	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合	-16	1月につき	
A2	C223	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	C224	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-26	1月につき	
A2	C225	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	D221	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	-8	1月につき		
A2	D230	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ・日割		日割の場合	-1	1日につき	
A2	D222	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合	-16	1月につき	
A2	D223	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ・日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	D224	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-26	1月につき	
A2	D225	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ・日割			日割の場合	-1	1日につき
A2	6001	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	6003	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅱ				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算
A2	6002	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅲ				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算
A2	8000	生活援助型訪問サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき		
A2	8001	生活援助型訪問サービス特別地域加算・日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A2	8110	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	生活援助型訪問サービス中山間地域等加算・日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき		

【静岡市独自の運用】

生活援助型訪問サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A 6 通所介護相当サービス サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目									
A6	1111	通所介護相当サービスⅠ		イ	1 週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798 単位	1月につき			
A6	1112	通所介護相当サービスⅠ・日割				事業対象者・要支援 1	59 単位	1日につき		
A6	1121	通所介護相当サービスⅡ				要支援 2	3,621 単位	1月につき		
A6	1122	通所介護相当サービスⅡ・日割					119 単位	1日につき		
A6	C211	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ		イ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援 1	-18	1月につき		
A6	C212	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割					日割の場合	-1	1日につき	
A6	C213	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ				要支援 2	-36	1月につき		
A6	C214	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割					日割の場合	-1	1日につき	
A6	D211	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ		イ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援 1	-18	1月につき		
A6	D212	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割					日割の場合	-1	1日につき	
A6	D213	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ				要支援 2	-36	1月につき		
A6	D214	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割					日割の場合	-1	1日につき	
A6	8110	通所介護相当サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき			
A6	8111	通所介護相当サービス中山間地域等加算・日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき			
A6	6105	通所介護相当サービス同一建物減算 1		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護相当サービスを行う場合		事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所介護相当サービス同一建物減算 2				要支援 2	752 単位減算	-752		
A6	5612	通所介護相当サービス送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所介護相当サービス生活向上グループ活動加算		ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき		
A6	6109	通所介護相当サービス若年性認知症受入加算		ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240			
A6	6116	通所介護相当サービス栄養アセスメント加算		ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50			
A6	5003	通所介護相当サービス栄養改善加算		ホ 栄養改善加算		200 単位加算	200			
A6	5004	通所介護相当サービス口腔機能向上加算Ⅰ		ヘ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150			
A6	5011	通所介護相当サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)						
A6	6310	通所介護相当サービス一体的サービス提供加算		ト 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480			
A6	6011	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ 1		チ サービス提供体制強化加算		事業対象者・要支援 1	88 単位加算		88	
A6	6012	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ 2					(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		要支援 2	176 単位加算
A6	6107	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ 1				(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1		72 単位加算	72
A6	6108	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ 2						要支援 2	144 単位加算	144
A6	6103	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅲ 1				(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅲ 2						要支援 2	48 単位加算	48
A6	4001	通所介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100 単位加算	100		
A6	4002	通所介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A6	6200	通所介護相当サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ		ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所介護相当サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ				(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5 単位加算	5		
A6	6311	通所介護相当サービス科学的介護推進体制加算		ル 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき		

A6 通所介護相当サービス サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	6100	通所介護相当サービス処遇改善加算 I 1.1	ヲ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 111/1000	加算	1月につき
A6	6183	通所介護相当サービス処遇改善加算 I 2.1			(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 120/1000	加算	
A6	6110	通所介護相当サービス処遇改善加算 II 1.1			(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 109/1000	加算	
A6	6184	通所介護相当サービス処遇改善加算 II 2.1			(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 118/1000	加算	
A6	6111	通所介護相当サービス処遇改善加算 III 1			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 99/1000	加算	
A6	6380	通所介護相当サービス処遇改善加算 IV 1			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 83/1000	加算	
A6	6185	通所介護相当サービス処遇改善加算 I 1.2		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 117/1000	加算	
A6	6186	通所介護相当サービス処遇改善加算 I 2.2			(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 127/1000	加算	
A6	6187	通所介護相当サービス処遇改善加算 II 1.2			(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 115/1000	加算	
A6	6188	通所介護相当サービス処遇改善加算 II 2.2			(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 125/1000	加算	
A6	6189	通所介護相当サービス処遇改善加算 III 2			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 105/1000	加算	
A6	6190	通所介護相当サービス処遇改善加算 IV 2			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 89/1000	加算	
A6	6100	通所介護相当サービス処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 92/1000	加算	1月につき	
A6	6110	通所介護相当サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 90/1000	加算		
A6	6111	通所介護相当サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 80/1000	加算		
A6	6380	通所介護相当サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 64/1000	加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所介護相当サービス I・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所介護相当サービス I・日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所介護相当サービス II・定超		要支援 2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所介護相当サービス II・日割・定超			119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所介護相当サービス I・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所介護相当サービス I・日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所介護相当サービス II・人欠		要支援 2	3621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所介護相当サービス II・日割・人欠			119 単位		83	1日につき

【静岡市独自の運用】

通所介護相当サービス IIは、要支援2の方のみ利用できます。(事業対象者及び要支援1の方は利用できません)

【有効期限の設定について】

通所介護相当サービス処遇改善加算 I～IV (グレー箇所) について、単位数表マスタは請求可能な有効期限設定を行っています。(令和8年5月31日まで)

A6 運動型通所サービス（基準緩和） サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A6	1211 運動型通所サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438 単位	1,438	1月につき
A6	1212 運動型通所サービスⅠ・日割			47 単位	47	1日につき
A6	1221 運動型通所サービスⅡ		要支援2	2896 単位	2,896	1月につき
A6	1222 運動型通所サービスⅡ・日割			95 単位	95	1日につき
A6	C221 運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	日割の場合	-14	1月につき
A6	C222 運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A6	C223 運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援2	日割の場合	-29	1月につき
A6	C224 運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割				-1	1日につき
A6	D221 運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	日割の場合	-14	1月につき
A6	D222 運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				-1	1日につき
A6	D223 運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		要支援2	日割の場合	-29	1月につき
A6	D224 運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割				-1	1日につき
A6	8110 運動型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111 運動型通所サービス中山間地域等加算・日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	6125 運動型通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に運動型通所サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6126 運動型通所サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5622 運動型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47 片道につき

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8004 運動型通所サービスⅠ・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438 単位	定員超過の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6	8005 運動型通所サービスⅠ・日割・定超			47 単位		33	1日につき
A6	8014 運動型通所サービスⅡ・定超		要支援2	2896 単位		2,027	1月につき
A6	8015 運動型通所サービスⅡ・日割・定超			95 単位		67	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9004 運動型通所サービスⅠ・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1438 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6	9005 運動型通所サービスⅠ・日割・人欠			47 単位		33	1日につき
A6	9014 運動型通所サービスⅡ・人欠		要支援2	2896 単位		2,027	1月につき
A6	9015 運動型通所サービスⅡ・日割・人欠			95 単位		67	1日につき

【静岡市独自の運用】

運動型通所介護相当サービスⅡは、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A6 サロン型通所サービス（基準緩和） サービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1311	サロン型通所サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,258 単位	1,258	1月につき	
A6	1312	サロン型通所サービスⅠ・日割		事業対象者・要支援1	41 単位	41	1日につき
A6	1321	サロン型通所サービスⅡ		要支援2	2,534 単位	2,534	1月につき
A6	1322	サロン型通所サービスⅡ・日割			83 単位	83	1日につき
A6	C231	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-13	1月につき
A6	C232	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6	C233	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援2	-25	-25	1月につき
A6	C234	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6	D231	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-13	1月につき
A6	D232	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6	D233	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		要支援2	-25	-25	1月につき
A6	D234	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合	-1	1日につき
A6	8110	サロン型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	サロン型通所サービス中山間地域等加算・日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6135	サロン型通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサロン型通所サービスを行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6136	サロン型通所サービス同一建物減算2		要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5632	サロン型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47 単位減算	-47	片道につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	8007	サロン型通所サービスⅠ・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,258 単位	定員超過の場合 × 70%	881	1月につき	
A6	8008	サロン型通所サービスⅠ・日割・定超		事業対象者・要支援1		41 単位	29	1日につき
A6	8017	サロン型通所サービスⅡ・定超		要支援2		2,534 単位	1,774	1月につき
A6	8018	サロン型通所サービスⅡ・日割・定超				83 単位	58	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	9007	サロン型通所サービスⅠ・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,258 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	881	1月につき	
A6	9008	サロン型通所サービスⅠ・日割・人欠		事業対象者・要支援1		41 単位	29	1日につき
A6	9017	サロン型通所サービスⅡ・人欠		要支援2		2,534 単位	1,774	1月につき
A6	9018	サロン型通所サービスⅡ・日割・人欠				83 単位	58	1日につき

【静岡市独自の運用】

サロン型通所介護相当サービスⅡは、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和8年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位 1月につき
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケア マネジメント費	介護予防ケアマネジメント費A	事業対象者・要支援1・2	442
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合		438
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算		高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算を算定する 場合		434
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA+業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算を算定する場合		438
AF	1201	介護予防ケアマネジメントC		介護予防ケアマネジメント費C		309
AF	1202	介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合		306
AF	1203	介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算		高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算を算定する 場合		303
AF	1204	介護予防ケアマネジメントC+業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算を算定する場合		306
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	
AF	7001	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅰ (初回加算 及び 委託連携加算 のどちらも加算しない場合)	ニ 介護職員等 処遇改善加算	・介護予防ケアマネジメントA ・介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 ・介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算 ・介護予防ケアマネジメントA+業務継続計画未策定減算	所定単位数の21/1000加算 9単位加算	9
AF	7002	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1 (初回加算 又は 委託連携加算 のどちらかを加算する場合)		介護予防ケアマネジメントA	所定単位数の21/1000加算 16単位加算	16
AF	7003	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅱ 2 (初回加算 又は 委託連携加算 のどちらかを加算する場合)		・介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 ・介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算 ・介護予防ケアマネジメントA+業務継続計画未策定減算	所定単位数の21/1000加算 15単位加算	15
AF	7004	介護予防ケアマネジメントA介護職員等処遇改善加算Ⅲ (初回加算 及び 委託連携加算 のどちらも加算する場合)		・介護予防ケアマネジメントA ・介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 ・介護予防ケアマネジメントA+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算 ・介護予防ケアマネジメントA+業務継続計画未策定減算	所定単位数の21/1000加算 22単位加算	22
AF	7005	介護予防ケアマネジメントC介護職員等処遇改善加算Ⅰ (委託連携加算 を加算しない場合)		・介護予防ケアマネジメントC ・介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算 ・介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算 ・介護予防ケアマネジメントC+業務継続計画未策定減算	所定単位数の21/1000加算 6単位加算	6
AF	7006	介護予防ケアマネジメントC介護職員等処遇改善加算Ⅱ (委託連携加算 を加算する場合)		・介護予防ケアマネジメントC ・介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算 ・介護予防ケアマネジメントC+高齢者虐待防止措置未実施減算 +業務継続計画未策定減算 ・介護予防ケアマネジメントC+業務継続計画未策定減算	所定単位数の21/1000加算 13単位加算	13

介護予防ケアマネジメント費（AF）の処遇改善加算について、誤った組み合わせで請求した場合でもエラーにならず、そのまま決定されてしまいます。
後日、運営指導や抽出点検で誤請求が発覚した場合、過去に遡って過誤調整の手続きが発生し、事業所の事務負担や経営に大きな影響を及ぼすことになりかねないため、
請求送信前に、必ず正しい組み合わせになっているかご確認ください。

<処遇改善加算の単位数 計算例> ※小数点以下四捨五入
 例1) サービスコード1001場合で、初回加算及び委託連携加算のどちらも加算しない場合 (442単位) $\times 0.021 = 9$ 単位 ⇒ サービスコード「7001」を算定
 例2) サービスコード1003場合で、初回加算又は委託連携加算のどちらかを加算する場合 (434単位 + 300単位) $\times 0.021 = 15$ 単位 ⇒ サービスコード「7003」を算定
 例3) サービスコード1003場合で、初回加算及び委託連携加算のどちらも加算する場合 (434単位 + 300単位 + 300単位) $\times 0.021 = 22$ 単位 ⇒ サービスコード「7004」を算定